

令和5年度運営評議会

厚生労働大臣による医薬基盤・健康・栄養研究所
の業務の実績に関する評価結果概要

評価項目	令和3年度 評価結果	令和4年度 自己評価	令和4年度 評価結果
医薬品等に関する事項 (基盤的技術の研究及び創薬等支援) *重要度「高」	S	S	S
医薬品等に関する事項 (生物資源に係る研究及び創薬等支援) *困難度「高」	A	S	A
医薬品等に関する事項 (医薬品等の開発振興)	B	A	A
健康と栄養に関する事項 (国民の健康寿命延伸に資する科学的根拠を創出する基盤的・開発的研究に関する事項) *重要度「高」	A	A	A
健康と栄養に関する事項 (栄養・食生活及び身体活動に関する指針作成、社会実装並びに政策提言に向けた研究に関する事項) *困難度「高」		A	A
健康と栄養に関する事項 (国際協力・地域連携に関する事項)		B	B
健康と栄養に関する事項 (法律に基づく事項)		A	B
業務運営の効率化に関する事項	B	B	B
財務に関する事項	B	B	B
その他業務運営に関する事項	B	B	B
法人全体	A	A	A

(参考) 評価の具体的水準

研究開発に係る事務及び事業

- 「S」評価・・・「世界で初めての成果や従来の概念を覆す成果などによる当該分野でのブレイクスルー、画期性をもたらすもの」、「世界最高水準の達成」など、「研究開発成果の最大化」に向けて「特に顕著な成果の創出」や「将来的な特別な成果の創出の期待」等が認められる場合
- 「A」評価・・・「S」評価には至らないが、成果の発見による相当程度の意義、成果、貢献が認められる場合
- 「B」評価・・・成果等の創出に向けた着実な業務運営がなされている場合
- 「C」評価・・・一層の工夫・改善等が期待される場合
- 「D」評価・・・抜本的見直しを含め、特段の工夫・改善等の必要性が求められる場合

研究開発に係る事務及び事業以外

【定量的指標を設定している項目】

- S: 目標値の120%以上 + 質的に顕著な成果
- A: 目標値の120%以上
- B: 目標値の100%以上120 %未満

【定量的指標の設定が困難な項目】

- S: -
- A: 難易度を高く設定した項目について目標水準を満たしている
- B: 目標水準を満たしている

(参考)評価となる項目

重要度「高」及び困難度「高」の基準

- 国の政策課題の解決や、国の政策、計画に基づいた対応が求められているため、法人としてその達成に向け、より一層注意を払う必要があることから、重要度又は困難度が高い事項と設定した。今回、「生物資源に係る研究及び創薬等支援」と「栄養・食生活及び身体活動に関する指針作成、社会実装、政策提言に向けた研究」については、重要度を付けた項目と同様に革新的な成果を創出していくことを目指すが、その取組の性格上、成果を出すのに時間を要することから重要度より困難度の方が適当と判断した。

評価項目について

- 令和3年度業績評価までは、「健康と栄養に関する事項」が1つの評価項目として評価されていたが、第2期中長期目標策定の際に厚生労働省とも相談の上、令和4年度業績評価からは「健康と栄養に関する事項」を4つの項目に分けた上でそれぞれの評価をする方針となった。
- なお、「独立行政法人の評価に関する指針」では、年度評価について業務運営上の課題の抽出にメリハリをつけることによって、より効率的にその効果を発揮させることができると考えられることから、目標の内容、重要性等、達成状況に応じて、重点化して評価を行うことができる。加えて、中長期目標策定の際に重要度又は困難度が高いと設定した目標については、それ以外の目標に比べ、その達成状況や達成に向けた業務運営状況に、より一層注意を払う必要があると考えられることから、必ず重点化の対象項目にすることとされている。